

新宮町漁業集落環境整備事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和57年度(39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	23人 / ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1施設(相島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町漁業集落排水処理施設の使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる通増型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,000 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,648 円
	令和5年度	3,000 円		令和5年度	4,076 円
	令和6年度	3,000 円		令和6年度	4,550 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

(税抜)

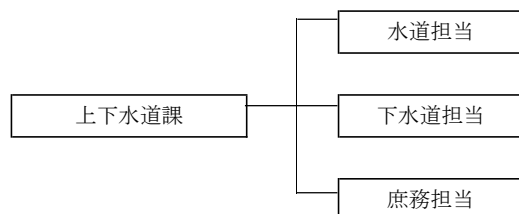
基本使用料	1,000円		10m ³ まで	30円/m ³
		従量使用料	11m ³ ～20m ³	170円/m ³
			21m ³ ～30m ³	180円/m ³
			31m ³ ～40m ³	190円/m ³
			41m ³ ～50m ³	200円/m ³
			51m ³ ～100m ³	230円/m ³
			101m ³ ～200m ³	250円/m ³
			201m ³ ～300m ³	280円/m ³
			301m ³ ～	300円/m ³

③ 組織

(R7.10.1)

職 員 数	16人(内8人公共下水道事業と兼務)
事業運営組織	新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。 職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。 このうち、主に公共下水道事業と兼務で相島漁業集落環境整備事業に従事する職員は8人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託、清掃業務委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

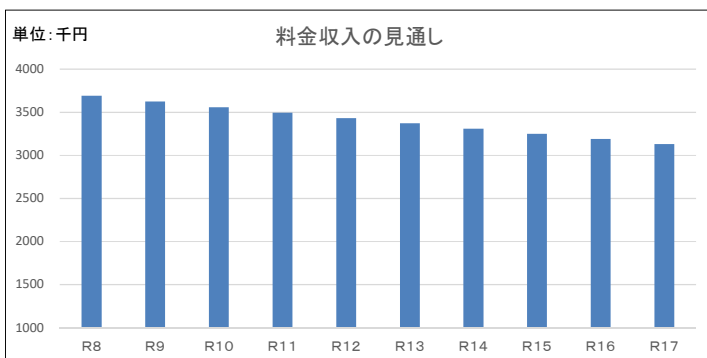
(2) 有収水量の予測

相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m ³ /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



(4) 施設の見通し

平成24年度から平成27年度にかけて、漁業集落環境整備事業の交付金を活用し、相島浄化センターの改築更新工事及び管路施設の劣化診断業務を実施しています。今後は、適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、修繕・改築工事を実施します。

(5) 組織の見通し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3 経営の基本方針

(基本方針)

計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。

(具体的な施策)

- ① 下水道施設の維持管理のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ② 健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	下水道施設の更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	相島漁業集落環境整備事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。

料金収入の減少が見込まれます。
経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。
建設改良費の財源として、補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費 近年の実績等により、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 17百万円
・薬品費 近年の実績等により、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 1百万円
・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕を実施します。 令和8年度～令和17年度 事業費 5百万円
・委託費 相島浄化センターの維持管理に必要な費用を、計上しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 22百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	未反映の取組はありません。
投資の平準化に関する事項	未反映の取組はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	未反映の取組はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	有収水量減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた下水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
資産活用による収入増加 の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
職員給与費に関する事項	本事業専任の職員がいないため、計上していません。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	効果的な薬品調達、保管に努めます。
修繕費に関する事項	適宜、修繕計画を見直し、コスト削減に努めます。
委託費に関する事項	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分											
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	3,691	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132
	(1) 料 金 収 入	3,691	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) 他 会 計 負 担 金 (雨 水 処 理 負 担 金)										
	(4) 国 庫 補 助 金										
	(5) そ の 他										
	2. 営 業 外 収 益	16,593	21,385	15,486	18,731	13,882	15,350	13,460	16,098	12,656	9,338
	(1) 補 助 金	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	他 会 計 補 助 金	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	そ の 他 補 助 金										
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	8,874	8,795	8,568	8,249	8,233	8,231	7,691	6,855	5,518	3,644	
(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
収 入 の 計 (C)	20,284	25,010	19,046	22,227	17,315	18,721	16,770	19,348	15,847	12,470	
支 出	1. 営 業 費 用	17,814	22,163	18,563	20,268	17,067	17,065	16,360	17,827	15,862	12,118
	(1) 職 員 給 与 費										
	基 本 給 与 費										
	退 職 給 付 費										
	そ の 他										
	(2) 経 営 費	7,526	11,981	8,608	10,699	7,517	7,517	7,517	9,881	9,335	7,517
	動 力 費	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709
	修 繕 費	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455
	材 料 費										
	そ の 他	5,362	9,817	6,444	8,535	5,353	5,353	5,353	7,717	7,171	5,353
(3) 減 価 償 却 費	10,288	10,182	9,955	9,569	9,550	9,548	8,843	7,946	6,527	4,601	
2. 営 業 外 費 用	494	446	415	398	382	367	353	339	354	342	
(1) 支 払 利 息	174	126	95	78	62	47	33	19	34	22	
(2) そ の 他	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320	
支 出 の 計 (D)	18,308	22,609	18,978	20,666	17,449	17,432	16,713	18,166	16,216	12,460	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,976	2,401	68	1,561	△ 134	1,289	57	1,182	△ 369	10	
特 別 利 益 (F)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 失 (G)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1,976	2,401	68	1,561	△ 134	1,289	57	1,182	△ 369	10	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	
うち 未 収 金	308	302	297	291	286	281	276	271	266	261	
流 動 負 債 (K)	4,929	4,336	3,413	3,430	3,141	3,154	3,168	2,821	2,599	1,516	
うち 建 設 改 良 費 分											
うち 一 時 借 入 金											
うち 未 払 金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,001	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	3,691	3,625	3,560	3,496	3,433	3,371	3,310	3,250	3,191	3,132	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年度 区分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		資本的 収入	1. 企業債 うち資本費平準化債								1,100	
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金									1,100			
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金												
7. 固定資産売却代金												
8. 受益者負担金												
9. その他												
計 (A)										2,200		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
純計 (A)-(B) (C)										2,200		
資本的 支出	1. 建設改良費 うち職員給与費									2,200		
	2. 企業債償還金		3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他会計への支出金											
	5. その他											
計 (D)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	4,021	1,599	515		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	2,306	1,389	1,389	1,322	1,319	1,319	1,154	1,093	1,011	515	
	2. 利益剰余金処分額	1,623	1,947	1,024	1,108	822	835	1,014	528	588		
	3. 繰越工事資金											
	4. その他								200			
計 (F)	3,929	3,336	2,413	2,430	2,141	2,154	2,168	1,821	1,599	515		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	18,813	15,477	13,064	10,634	8,493	6,339	6,325	5,618	4,726	5,103		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度 区分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収支分		7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	9,242	7,137	5,693
	うち基準内繰入金	2,316	2,241	2,210	2,126	2,107	2,092	1,913	1,477	1,043	979
	うち基準外繰入金	5,402	10,348	4,707	8,355	3,541	5,026	3,855	7,765	6,094	4,714
資本的 収支分									1,100		
	うち基準内繰入金										
	うち基準外繰入金								1,100		
合計	7,718	12,589	6,917	10,481	5,648	7,118	5,768	10,342	7,137	5,693	

経営比較分析表（令和6年度決算）

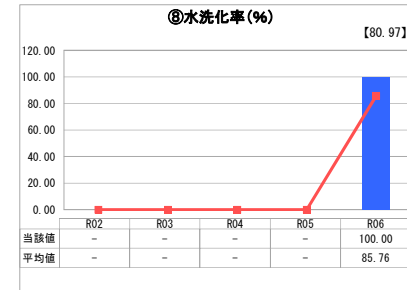
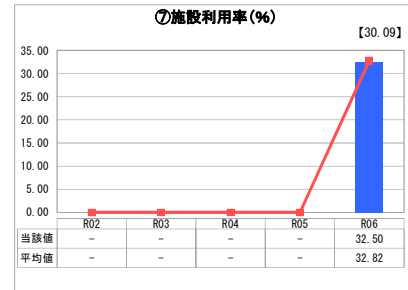
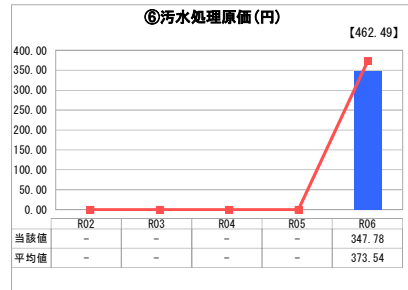
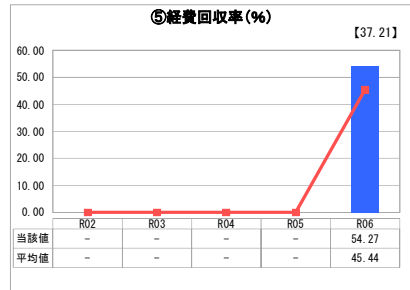
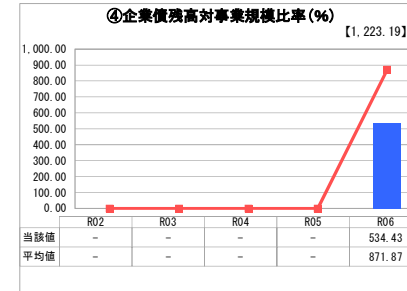
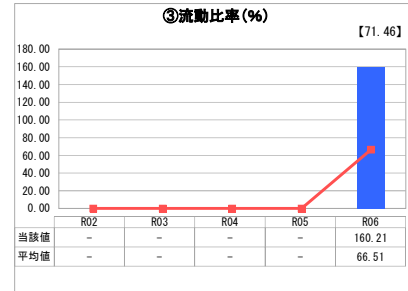
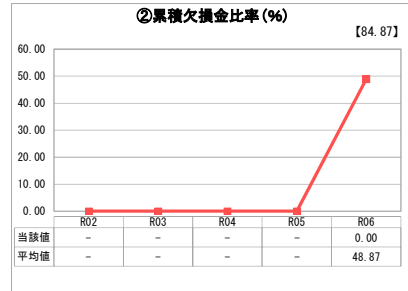
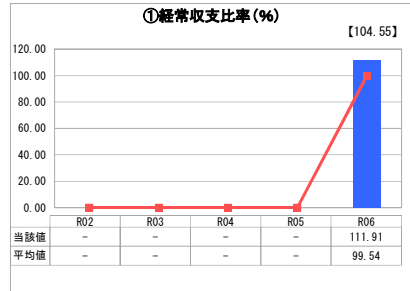
福岡県 新宮町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	83.00	0.64	82.90	3,300

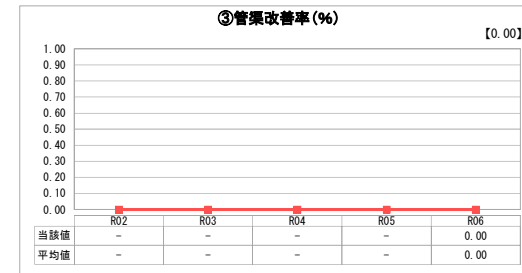
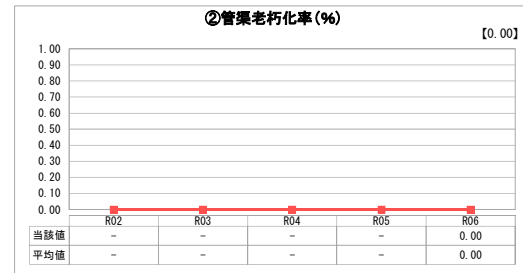
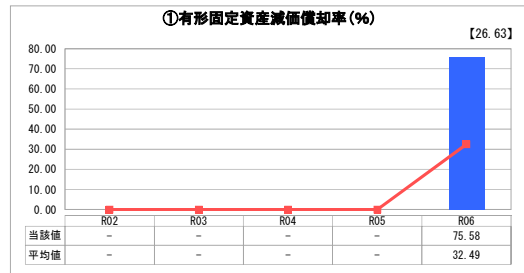
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
32,979	18.93	1,742.16
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
210	0.09	2,333.33

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は令和6年度から企業会計に移行しております。また、離島の相島地区の漁業集落環境整備事業のため、水洗化率は100%となっています。経常収支比率は、一般会計繰入金があることにより100%を上回っていますが、経費回収率は約54%になっており、使用料収入のみでは汚水処理に係る費用の5割程度しかまかなえていないことを示しています。現状では、人口減少により使用料を改定しても収益の増加は見込めない状況です。したがって、今後一般会計からの繰入に頼らざるを得ない事業運営になるものと考えています。

2. 老朽化の状況について

施設については、平成26年度と平成27年度において改築工事を実施済みです。管渠については供用開始から40年を経過しています。浄化センター等の施設については、随時設備の更新を行っており、令和6年度では、相島浄化センターの監視装置・通信装置更新工事を実施しました。有形固定資産減価償却率は、約75%となり、施設の老朽化が進んでいる状況です。今後も、経営状況を考慮しつつ、計画的な施設更新を実施していきます。

全体総括

経費回収率の改善には、使用料収益の増加が必要となりますが、人口減少が想定され大幅な増加は見込めません。管渠については、供用開始から40年を超えており、更新が必要となります。令和6年度からの企業会計に移行し、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。